

# 琉球大学学術リポジトリ

## 篠原一二の標準語教育実践 ―沖繩の標準語教育史 の一断面―

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学言語文化研究会 公開日: 2008-12-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 梶村, 光郎, Kajimura, Mitsuro メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/8495">http://hdl.handle.net/20.500.12000/8495</a>

## 篠原一二の標準語教育実践

### －沖繩の標準語教育史の一断面－

梶村 光郎

はじめに

小論は、明治30年代に沖縄県の宮古島で教員をしていた、篠原一二の標準語教育実践を取り上げ、近代沖縄の標準語教育の実態の一端を明らかにしようとするものである。ここで篠原の標準語教育実践を取り上げて近代沖縄の標準語教育の実態の一端を解明しようとするのは、彼が普通語（「東京語」、「標準語」、「共通語」とも称された、規範的な日本語という性格を有する「日本語」の別称。以下、「標準語」と称す。）の励行を小学校教育の中に位置づけ、成果をあげていることと、明治期の沖縄の標準語励行に関する研究<sup>(1)</sup>の中で言及されることが多かったにも関わらず、彼の標準語教育に焦点を当てた研究がなされていないからである。と同時に、彼の標準語励行の教育実践は、当時の沖縄県内の標準語励行の実態と地域の方言（以下、「地域語」と称す。）の使用状況を踏まえてなされており、そうした実践を分析していくことで、明治期の沖縄の標準語教育の実態がよりいっそう見えてくると考えられるからである。

篠原については、生年月日や出身地、学歴などの個人情報は何一つ分かっていない。彼が勤務していた宮古島の西邊尋常小學校（現在、宮古島市立西辺小学校）と新里尋常小學校（現在宮古島市立上野小学校）に、彼の履歴書が残されていないからである。そこで、彼の論稿と、それが掲載されている沖縄縣私立教育會の機関誌『琉球教育』、勤務先であった西邊尋常小學校と新里尋常小學校の沿革誌を手がかりにして現在判明していることをまとめると、次のようになる。

篠原は、1899（明治32）年7月28日、西邊尋常小學校に「雇教員」として任命され<sup>(2)</sup>、同年の10月26日に訓導兼校長に就任<sup>(3)</sup>。この年の10月から沖縄縣私立教育會に入会し、同会の宮古支部に所属する<sup>(4)</sup>。1903（明治36）年4月1日付で篠原ジュエが裁縫科雇教員を命じられ<sup>(5)</sup>、夫婦で教育活動に従事。1904年12月21日、新里尋常小學校の訓導兼校長であった大島善親が休職を命ぜられたことに伴い、篠原が同年同月日付で同校の訓導兼校長に任命される<sup>(6)</sup>。同時に、1904年12月28日付で篠原ジュエも同校の裁縫雇教員を命じられ<sup>(7)</sup>、二人揃って1905年1月7日に同校に赴任<sup>(8)</sup>。1907（明治40）年5月に同校を退職<sup>(9)</sup>。この間、『琉球教育』に「普通語ノ普及ニツイテ」<sup>(10)</sup>と「かき方教授の多方面」<sup>(11)</sup>という、言語教育実践に基づく研究論稿を執筆する。こうした研究と創意工夫のある教育実践が認められ、沖縄縣私立教育會の会員である山口源七から、「西邊尋常小學校長篠原一二君は、教授訓練に関し、研究するところ廣く、一見識を立て、職務に従事し、施設するところ多方面に渉り、着々成績を挙げつゝあり。」<sup>(12)</sup>と評価される。

篠原について、現在判明しているのはそれだけである。考察に当たっては、篠原の教育実践に言及している山口源七の論稿と、彼が『琉球教育』に執筆した上述の二つの論稿と、西邊尋常小學校と新里尋常小學校の沿革誌を主要なものとして用いることにする。

### 1. 篠原一二の標準語教育実践の背景

篠原一二が、標準語教育実践に熱心であったことは、『琉球教育』に「普通語ノ普及ニツイテ」

(第100号) という論稿を寄稿したことからも窺えるが、それだけではない。1905 (明治38) 年12月25日に举行された新里尋常小學校の閉校式で篠原が「本年中善カリシコト」として示した事項の一番最初に「一、普通語ヲツカフヨーニナリタルコト」という項目をあげているのである。<sup>(13)</sup> 通常、大事なことや関心の深いものから順に項目提示をするが、その例にならえば、篠原の関心が標準語教育にあったことは間違いない。それは、宮古郡の教育状況を視察して各学校の特色を記述している山口源七の「予が眼底に映ぜる宮古郡の教育」という論稿からも裏付けられる。すなわち山口は、宮古郡の標準語教育に関して、西原分教場に対する「2 尋常一年二年のみなれども、言語明瞭にして、普通語を能く使用す。」<sup>(14)</sup> という記述と、西邊尋常小學校に対する「4 凡ての児童をして、在校在宅を問はず、普通語を使用せしむ。」<sup>(15)</sup> という記述の二つ以外には何も言及していないからである。もちろん記述されていないという理由で、宮古郡の標準語教育については、この二つの学校しか熱心に取り組んでいないという結論を出すのは早計である。なぜなら、池間尋常小學校や多良間尋常小學校の場合について、山口の論稿では何も言及されていないからである。篠原によれば、宮古郡内の、この両校は「本郡の池間校ハ一學年ヨリ學校ト家庭トヲトハズ普通語ヲ使用シテヨリマス又多良間校モ三學年以上ハ普通語ヲ以テ遊歩場ニハ使用シテアルトイフコトデアリマス」<sup>(16)</sup> というように、標準語教育において成果をおさめている。しかし、上述の山口の論稿では、この両校に関しては何も言及されていない。その理由としては、両校への視察がなされなかったことが考えられる。両校とも離島の学校であり、宮古島の中心の平良から近い伊良部島と違い、両島とも到着するまでにかなりの距離と時間のかかる場所にある。そうした事情から、視察がなされなかったと考えられる。しかし、いずれにせよ、何も言及されていないので真相は不明である。したがって、山口が言及した学校の中では、西原分教場と西邊尋常小學校の二校だけが、標準語教育で成果を上げていたということになる。そして、その二校の管理・運営を校長として担当していたのは、篠原である。さらに言えば、池間尋常小學校は、1903 (明治36) 年4月19日に西邊尋常小學校から独立したものであり、それ以前は篠原の管理・運営体制下にあった学校である。多良間尋常小學校を除けば、宮古郡の学校のうち、標準語教育で成果をあげていたのは、篠原が関係していた学校だけだったのである。それらの事実を踏まえて言えば、篠原が標準語教育に熱心であり、子ども達が標準語を使用するという成果を、本校と分教場であげていたと言うことができるだろう。それでは、何故彼は標準語教育に力を注いだのだろうか。次に、その点について検討してみよう。その際に手がかりになるのは、羊酋疎髯という人物の次の言葉である。

「夫れ風俗の改善は、言語の改善と、國家統一の關係を有す、一日も以て諸れを忽にすべからざるなり、是を以て教育に熱中する者は、必ず先づ風俗と言語とを論ず、蓋し他府縣の文華と相頡頏せむと欲せば、此二要素を以て標識と為さざるを得ざればなり／此二要素なる者は、精神に關係す……風俗言語はの如きは、關係を國家統一の上に及ぼし、精神の要素を含めり、風俗言語統一せずして、而して精神統一せる者はあらず、故に教育者は必ず學校職服を制し、普通言語を用ひ、普通風俗を為し、以て此の二要素に注意せり」<sup>(17)</sup>

この言葉は、「奥様」という言葉が女子の普通名詞であることを述べた中で言及されたものであるが、内地 (日本) への同化の大事さと、風俗言語の改善が精神の統一につながり、国家としての統一に結びついていくということが強調されている。そして、この言語と風俗の改善は、他府縣の「文華」と頡頏しようとするならば、「標識」となるべきものと位置づけられている。同じような主張は、大城彦五郎の「沖繩教育に關する所見」(『琉球教育』第53号、1900年8月) や、沖

縄県私立教育會の「将来教育改良施設方按」（『琉球教育』1896年2月）という論稿でもなされている。すなわち大城は、沖縄教育を忠君愛国の思想たる「日本魂」を扶植・培養するために改良するための七項目の指針の一つに「四、言語風俗を改良一致せしむること」を主張<sup>(18)</sup>していたし、沖縄県私立教育會は大日本教育會の提出してきた「将来教育改良施設方按」に対して10項目の回答を次のように行っていたのである<sup>(19)</sup>。

#### 第四 殊に本縣に於て将来改良すべき点

- 一、忠愛の士氣國家的思想を煥起せしむること
- 二、秩序を重んぜしむる為め敬禮法を嚴格にすること
- 三、普通語普及の目的を以て口頭試験を課し及び高等小學校に談話會を設くること
- 四、斬髮筒袖を勵行すること
- 五、平素成るべく履物穿かしむること
- 六、尋常小學校に於て一學級を編成するに足る女生徒あるときは必ず男女區別すること
- 七、尋常師範學校に豫備科を設け及び女教員簡易速成科を設くること
- 八、女生徒には學科の教授時間を減じて應用家政を課すること
- 九、規則を設け文具服裝及清潔を點檢すること
- 十、文身の弊を禁ずること

この「方按」においては、「三」の項目について、「凡一國內にありて言語相通せざるが如きは畜に國家の統一を欠ぐのみならず事々物々不利弊害を來すこと辨を待たず此の地素新領地に非ずして新領地の如き觀あるは本縣を同化するの急務」<sup>(20)</sup>という説明を付し、「四」の項目について、「これ單に風俗を一様ならしめ彼我の懸隔を排するに必要なのみならず衛生上に於て利便の上に於て亦等しく改良を要するものなり」<sup>(21)</sup>という説明を付している。これらの説明からも窺えるように、この「方按」は言語や風俗における他府県との「懸隔」を克服し、國家的統一を実現する方向を目指している。その立場は、羊酋の立場や大城彦五郎の立場と共通である。したがって、羊酋に見られる國家的統一を目指す上からの同化政策を背景とした沖縄の言語と風俗の内地（日本）化（改良）は、沖縄県の教員を組織している沖縄県私立教育會の「方按」等との共通性から言えば、明治30年代の沖縄の教員が抱えていた教育実践の主要な課題であったと考えてよいだろう。そのような意味をもつ、羊酋の先に述べた言葉と、篠原の標準語教育の熱心さとの間には、どのような関係があるだろうか。

篠原は、「小學校ガデキマシテカラコノ方學校ハイフニ及バズ民間ニ至ルマデソレゾレ普通語ノ普及ヲハカッテヲラレマスノハ誠ニヨロコバシイコトデアリマス」<sup>(22)</sup>と述べながら、その一方で地域語が残されていることに対する想いを次のように表明している。

「今ヤ我沖縄ハイカニ進ミツ、アリマスカ又イカナル方面ニ向カッテ進ミマスカイフマデモナクモニモナクス、ム方面ハ他府縣デアリマスソコデ上ハ縣廳ヨリ下ハ役場ニ至ルマデ他府縣全様デアリマス家ノタテ方カラキモノ、キカタカラ其他器具器械ニ至ルマデ事々物々トシテ他府縣ニナラハストコロハアリマセヌア、今日ノ沖縄ハ昔ノ沖縄デアリマセヌ十年前ノ沖縄ハ今ハソノカゲカタチモアリマセヌカヨ一ニ外面ハ進歩シテマキリマシタガ只此コトバマカリハ貴トイハズ賤トイハズ那覇トイハズ宮古島トイハズ依然トシテ沖縄ノコトバガノコツテヨリマスコレヲ思ヒマスレバ實ニガイタンニタヘマセヌ」<sup>(23)</sup>

この言葉を見ると篠原は、沖縄が言葉も含めて、あらゆる面で他府県並みになることを進歩と考え、それが現実化することを望んでいたと考えられる。それを端的に示す言葉が「一モニモナクス、ム方面ハ他府縣デアリマス」という言葉である。この言葉は、沖縄の内地（日本）化を意味するが、同時にそれは彼にとって沖縄の進歩を意味するものである。この観点から沖縄を見ると、家の建て方等の外面は他府県並みに進歩してきたが、地域語が残っているという現実には彼は直面する。そしてその現実、彼にとって沖縄の後進性を意味するものであり、「コレヲ思ヒマスレバ實ニガイタンニタヘマセヌ」というものであった。だから、篠原が標準語教育に熱心であったのは、その現実を克服し、沖縄を他府県並みに進歩させるという意図があったからだと言える。と同時に、他府県並みという指標は、当然ながら標準語教育だけに止まるものではなかった。そのことは、新里尋常小學校における、次のような指導からも証明されるであろう。

「一、明治三十八年三月十日ノ女生徒ハーツノカザリトシテ首ニタマヲサゲタリヒモヲサゲタリスル習アレバ本日ヨリ廃止ス」<sup>(24)</sup>

「一、明治三十八年三月十四日ノ是迄男生徒ハ後ニオビヨムスベドモ女生徒ハ前ニムスブ習ナレバ普通ノムスビ方ニアラタメントテ後ニムスビタルオビオ両手ニテオホヒテ笑ヒサワグサマ中タヲカシ」<sup>(25)</sup>

これらの記述からも窺えるように、他府県で見られない首飾りの風習を廃止したり、女生徒の帯の結び方を他府県で行われている普通の結び方に改めさせている。これらのことから、彼が他府県並を指標にして、言語の改良や風俗の改良を実践していたと言えるであろう。そしてこれらのことは、羊酋の主張とも共通する。しかし、相違点がある。それは、篠原は言語の改良や風俗の改良を主張しても、それを「国家統一」という課題と結びつけて主張していないという点である。羊酋は、大城彦五郎や沖縄縣私立教育會と同様に、「國家統一」に関係する「精神統一」を図るために、換言すれば国民統合のために、言語改良や風俗の改良を主張していた。ところが篠原は、他府県並という指標の面から沖縄に地域語が残っていることを慨嘆しているが、羊酋らのような国民統合のために言語の改良や風俗の改良を行うという主張をしていない。このことは、篠原が天皇を中心とする「國家統一」や「精神統一」という問題を考えていなかったことを意味していない。なぜなら、彼はかき方の時間に、「靖國神社／忠臣義士」という手本を示して清書させ、その後でそれぞれの字を復習させているからである<sup>(26)</sup>。彼は、羊酋のように「國家統一」や「精神統一」を声高に主張しないが、かき方教授に見られるように多方面を関連させながら教えるやり方で、国家思想に関する内容も学習させているのである。このような篠原のやり方は、羊酋らのような、国家的なスローガンを掲げてそれに教育を奉仕させる政治主義的なやり方とは異なり、各教科の領域や教育の各場面を大事にしながら、教育を総合的・関連的に捉えて効果をあげるといえる教育主義的なやり方と言えるかもしれない。

以上述べてきたことを整理して言えば、篠原が標準語教育に熱心であったのは、沖縄に地域語が残っている現実があり、それは他府県並という指標に照らして慨嘆すべきことで克服しなければならぬ課題と考えられたからである。このような課題意識と沖縄の言語の現実が、篠原の標準語教育の熱心さの背景にあったと言えるだろう。それでは、次に彼が行った言語教育実践がどのようなものであったか見てみよう。

## 2. 篠原一二の標準語教育実践

篠原は、標準語教育の方法について沖縄縣私立教育會で報告し、それを「普通語ノ普及ニツイ

テ」と題する論稿にまとめて、『琉球教育』の第100号に寄稿した。そこには、沖縄県内で推進されている標準語教育への賛同が次のように述べられている。

「殊ニ近年ニナリマシテハアチラコチラニ普通語ノヨビ聲ガーソー高クナツテマキリマシタ遠ク例ヲアゲテ申シマスレバ本縣ノ師範學校ノ附属ハ第一學年ノ四五月目ヨリハ普通語デ教授ヲスルトイフコトデアリマス又首里ノ小學校ハ兒童ノ入學スルト共ニ普通語デ教授ヲナシソノ上小使ニシテケ月ノウチニ普通語ヲオボエナケレバ解雇スルトイフコトデアリマス斯様ニ普通語ナルモノガ重ンゼラレルヨーニナツタノハ双手ヲアゲテ賛全スル次第デアリマス」<sup>(27)</sup>

しかし、沖縄の標準語教育がこのような状況であっても、篠原からすれば、標準語の普及については「普及ノ道ハ講ゼラレテアリマスケレドモ淺見寡聞ノ私ガ見マス所デハカナシイ哉普及シテヨルトハ斷定サレマセヌマダマダ普及ノ道ヲ講ズル餘地ガ十分アルト思ヒマス」<sup>(28)</sup>という状況であった。沖縄は、外面上進歩し他府県並になってきていたが、その一方で地域語が残されていた。そのような現実がある以上、標準語が普及しているとは、断定できなかった。その原因はどこにあるか。それを彼は追求していく。その結果、標準語が普及していない原因は、標準語の普及の困難さとその困難さを弁えていない普及の方法の誤りにあるという結論に到達する。そのことを彼は、責任主体にも言及しながら次のように言う。

「其（標準語－梶村）普及シテキナイノハ如何ナル所ニ原因シテヨルカト申シマスレバ普及ノ困難ナルノト普及ノ方法ガイケナイノトニツニアルト思ヒマス困難トイフ中ニモ普通語ヲ解シナイモノ即目ニ一丁字モナキ愚夫愚婦ニ向ツテハ困難デアリマセウガ現ニ普通語ヲ解シ居ルモノ又ハ将来普通語ヲ解セネバナラヌ四五才ノ子供デアレバ決シテ困難トハ思ハレマセヌカク斷定ヲ下シマスレバ全ク方法ヲアヤマツテヨルトイッテモ過言デハナカラウト思ヒマスシカラバ責任ハダレニアリマセウカ勿論社會モ十分負ハネバナリマセヌガ普通語ノ普及ノ源泉トモイフベキ小學校ノ責任モ亦カカロカラヌデアリマスカク申シマスル私モ十分責任ガアリマス」<sup>(29)</sup>

つまり、標準語を理解できる者と将来標準語を理解しなければならない四五才の子どもを対象者として標準語の普及を進めていないことが、標準語が普及しなかった原因だということである。「目ニ一丁字モナキ愚夫愚婦」という、今日から見れば不適切な表現があるが、標準語を必要としない言語生活を送っている大人に向かって標準語の必要性とそれを教育して使用させようとすることは困難であるという認識は妥当であろう。そこで彼は、標準語の普及の方法を標準語を理解している者と将来標準語を理解しなければならない四五才の子どもを対象者として、標準語の普及を図っていくべきことを主張する。

「方法ハ消極的ト積極的トノニツアリマス消極的トハ普通語ヲ解シナイトコロノ年トツタ者ヲ申シマス積極的トハ現ニ普通語ヲ解シツ、アルモノト将来是非解セネバナラヌ四五才ノ子供ヲ申シマス前者ハ方法ヲ講ジテモアマリキ、目ガナカロウト思ヒマスカラソレハオイトヒマセヌ後者ハ方法ヲ講ズルニツイテ唯一ノ材料デアリマス」<sup>(30)</sup>

このように標準語の普及の策を考えると、標準語を教え理解させる小学校の役割や責任は重くなる。篠原が、小学校を「普通語ノ普及ノ源泉」と位置づけるのもこのことと関係している。なぜなら、地域語中心の言語生活の中では日常的に使用できる段階にまで標準語の能力を高めることは、当時の沖縄では学校以外に考えられないからである。そのように考えると、篠原が小学校における標準語教育を重視していくのは、標準語の普及に対する責任とそのことに対する小学校が果たすべき役割の大きさからだと考えられよう。

こうして篠原は、標準語教育を重視していくが、その際に考慮したことの一つ目は、次のよう

なことであった。

「小學校ニオキマシテハ尋常科第一學年ノ初メヨリ普通語ヲ以テ教授ヲナシ又普通語ヲ以テコトヘサスルヲ最良策ト思ヒマスシカルニ其教授スルニアタツテ手加減ニ最注意セネバナリマセヌ初メハ土語デ教授モシコトヘサセテゼンゼント普通語ニ近ヅカシメテヲシフルトイフヨリモ習フトイフ心ヲ兒童ニオコサシムルガ最肝要ダト思ヒマスコノ手加減ガマチガヒマスルトオボエルコトガオソイノミナラズ普及スルコトモシタガツテオソクナリハシナイカト思ヒマスソレデスカラ嚴ニスルヨリモ緩ニ壓制ニスルヨリモ獎勵ニ罰スルヨリモ賞スルトイフ風ニシマシタナラ存外早くオボエモシ普及モ致シマス」<sup>(31)</sup>

ここには、小學校では尋常一年から標準語で教授をなし、標準語で答えさせるのが「最良策」であることが述べられている。これは、自分自身の実践や、先に引用した沖縄県師範學校附属小學校、「首里ノ小學校」、池間尋常小學校の実践に見られる事例、すなわち尋常一年から標準語を教授したり、使用させたりして成果をあげているという、実践の事例を分析しての見解と考えられる。「初メハ土語デ教授モシコトヘサセテゼンゼント普通語ニ近ヅカシメテヲシフル」よりも、「習フトイフ心ヲ兒童ニオコサシムルガ最肝要ダ」という見解についても同様のことが言えるであろう。少なくともこれら二つの見解が篠原自身の実践に基づいていることは、次の篠原の言葉からも裏付けられよう。

「コレデ大テイ方法モツキマシタガ私ノ學校ハ昨年ノ五六月ヨリ本年ノ三月迄ハ此イク部分ヲ實行シマシテ本年四月ヨリハ全部分ヲ實行シテヨリマスガ結果ハ大ソーヨロシイヨーニアリマス」<sup>(32)</sup>

また篠原は、第一学集の標準語教育において「初メハ土語デ教授モシコトヘサセテゼンゼント普通語ニ近ヅカシメテヲシフル」よりも「習フトイフ心ヲ兒童ニオコサシムルガ最肝要ダ」と主張している。そこには、標準語を何度も反復練習させると子ども達は標準語を覚えるようになるという主張がある。そして、そのような反復練習により、実際に子ども達は標準語を覚えたというのであろう。このやり方の成果については後述するが、次のような教え方と相俟って成果をあげたようである。その教え方というのは、次のようなものであった。

「嚴ニスルヨリモ緩ニ壓制ニスルヨリモ獎勵ニ罰スルヨリモ賞スルトイフ風ニシマシタナラ存外早くオボエモシ普及モ致シマス」<sup>(33)</sup>

ここには、厳格で、強制的で、罰を用いるような指導方法よりも、緩やかで、奨励による、「賞する」ような指導方法の方が、標準語を覚えることやその普及の上で効果があったことが述べられている。教員の強制力により標準語を覚えた場合、その強制力がなくなれば標準語を覚えている必要もなくなるし、特に第二学年以降は必要がなければ使用したりしないだろう。そうだとすれば、その場合は、普及面において効果があがることはない。子ども自らが習うという気持ちを持ち、標準語を覚えて使用することに意味を感じるようにならなければ、標準語の普及の可能性は少ない。それ故、篠原が、厳格で、強制的で、罰を用いるような指導方法を避けようとしていた背景には、その指導方法による効果のなさという問題があったと考えられる。

次に二つ目に篠原が考慮した点は、標準語を使用させる場所とその場所に対応した指導や監督のあり方についてである。そのことを彼は、次のように説明する。

「學校ハヨシフル場所デアルト共ニツカハシムル場所デナカラネバナリマセヌノソコデ兒童ニ不完全ニデモ對話ガデキルヨーニナリマスレバ今迄ノ教室ノ範圍ヲヒロメテ遊歩場ニ迄モ及ボサネバナリマセヌコノニナリマスルト教員ノカントクモナカラネバナリマセヌ又ハ不正ナルコトバ

モアレバ不敬ナルコトバモアリマスカラカントクスルト共ニ矯正モセネバナリマセヌカラ教室内ニクラベマスルトヨホド教員ノ骨ガヲレマスカクシテ遊歩場ニ普及シマシタナラバモーボ範圍ヲヒロメテ家庭ニ迄及ボサネバナリマセヌコヽニナリマスルト教員ノカントクモトドカナイ上ニ右モ左モ前モ後モ皆土語バカリデ通ジテアル所デアリマスカラ前ノ遊歩場ニクラベマスルト一ソ一困難デアリマス此時ニナツテハ兒童間ニ制裁ヲ設ケテカントクスルヨリ外ハアリマセヌ」<sup>(34)</sup>

ここには、教室、遊歩場、家庭の順に標準語の使用場所を変えて標準語を使用させて普及を進めていくことと、その普及の過程で、子ども達が不敬語・不正語・地域語を使用するような場合があるので教員の監督や矯正の必要性があることが述べられている。また、教員の目の届かない教室外における標準語の不使用＝地域語の使用に対して、「兒童間ニ制裁ヲ設ケテカントクスル」必要も述べられている。その内容が具体的に何を指すのかここでは明らかでないが、罰札や罰の導入の問題とも関係している内容であり、注目される。この点に関して篠原自身は、罰札である方言札の導入については何も言及していない。しかし、「附言」の中に「上級ノ兒童ニシテモシアヤマツテ土語ヲツカヘバ非常ニハヅルヨーニナリマシタ」<sup>(35)</sup>とあり、「恥」を意識させた標準語の指導をしていた可能性が窺われる。

篠原が考慮した三つ目の問題は、卒業生への対策ということである。それは、次のような問題意識に基づくものであった。

「卒業生ナルモノガ卒業ノ後普通語ヲ使用シマセヌナラ學校ノ兒童ノ妨害物トモナツテ所謂百年黄河ノ清キヲ待ツト全一徹ト思ヒマス私ハコヽニ断言シマス『普通語ノ普及スルトセザルトハ卒業生ニアリ』トコノコトアタラスデハナカラウト思ヒマス」<sup>(36)</sup>

このことについて、具体的には、温故會という組織が組織されたことが、西邊尋常小學校と新里尋常小學校の学校沿革誌から確認することができる。すなわち、西邊尋常小學校の沿革誌の1904（明治37）年11月24日の記述の中に「第一回ノ温故会ヲ開ク」とあり、新里尋常小學校の沿革誌の1905年9月15日の記述の中にも、温故会の開催と同会の「會則」に関することが次のように記されている。

#### 一、明治三十八年九月十五日

本日ヨリ温故会ヲヒラク ソノ會則ハ

- 第一條 本会ハ卒業生ノ学カヲ持續セシムルヲ以テ目的トス
- 第二條 本会ハ温故会ト称ス
- 第三條 本会ハ本校卒業生ヲ以テ組織ス
- 第四條 本会ハ事務所ヲ本校ニ置ク
- 第五條 第一條ノ目的ヲ達センタメ本会員ハ毎月第三木曜日ニ本校ニ出席シテ既習ノ学科ヲ温習スルコト

但期日ハ時期ニヨリ変更スルコトアルベシ

- 第六條 本会員ハ天長節ニハ本校ニ於ケル儀式ニ参加スルコト
- 第七條 本会員ハ卒業ノ時ヨリ四年ノ後ニアラザレバ退會スルコト能ハズ
- 第八條 本會のや講師ハ学校長及担任教師ヲ以テ充ツ
- 第九條 本会員ノ学科の温習時間ハ毎回五時間以内トス
- 第十條 本会員ハ簡易ナル新聞雑誌ヲ購読スルコト

以上



西邊尋常小學校の温故会と新里尋常小學校の温故会が全く同じ内容で組織されて活動していたのかどうかは、はっきりしない。山口によれば、西邊尋常小學校の温故会は「温故会の設けあり、毎月一回卒業生を學校に集めて、温習をなし、談話会を開く。」<sup>(37)</sup>となっている。標準語の使用を含めて學校教育で学んだことを復習することをねらいとして温故会が設置されたと見てよいだろう。その点では新里尋常小學校の温故会とねらいは変わらない。ただ新里尋常小學校の温故会の場合は、温習によって学力を持続することを目的としているが、上述の會則にあるように、四年間は退会できないこととなっている。そのことと、毎月第三木曜日に學校に登校して毎回5時間は学科の温習（復習）を行うという点に注目して言えば、実質的な義務教育の延長とでも言うべきものとなっている。そのような性格を帯びている卒業生の教育であるが、彼等を教育し続けることで、学力の持続を図ると共に、標準語の教育の継続と普及を追求していたと考えられる。

篠原が考慮した四つ目の問題は、子ども達が學校外で不敬語・不正語・地域語を使用してしまうことに対するものである。次の言葉を見ると篠原が、この問題に対して、どのようなことを恐れていたかを窺うことができる。

「教室内デ兒童ガツカフコトバハ單調デイハゞ他動的デアリマス遊歩場ヤ家庭ニツカフコトバハ千變萬化デイハゞ自動的デアリマス前者ハ正シクアリマスガ後者ハ不正不敬不明ナルコトバガ多クアリマスソコデ教授ト普及ト矯正トノ三ツハ全歩調ヲツテ行カネバヘンテコナ普通語ガデキテ『宮古ノ普通語』ト他地方ノ人ニ笑ハレテトリ返シガツキマセヌカラヨホド注意セネバナリマセヌ」<sup>(38)</sup>

教室外での千變萬化の状況に対応して標準語を使用できるまでの能力が子ども達に形成されていないという事実と、そういう状況の中での自動的な言語使用（不敬語・不正語・地域語の使用）により、「ヘンテコナ普通語」になってしまうことへの恐れが、ここには表明されている。そしてそのための対策として、教授と普及と矯正が同一歩調をとっていくことが述べられている。具体的には、「學校ハ兒ニ向ツテハ一切敬語ヲ用ヒマセヌ」<sup>(39)</sup>こととし、さらに敬語の「オ」の使い方を教えたり<sup>(40)</sup>、模範語と禁制語とを定めたり<sup>(41)</sup>して、この問題に対処したのである。

以上のようなことを考慮して標準語の教育と普及に励んだ結果、西邊尋常小學校の学区内には次のような状況が生じた<sup>(42)</sup>という。

- 一 四五歳ノ子供ハ普通語ヲキヽモシ又イフコトモデキルヨーニナリマシタ（アル部分ハ）
- 二 兒童ノ父兄ニシテモ日常ノ普通語ハキクコトダケハ少々アルヨーニナリマシタ
- 三 學校ニ出ナイ二十歳前後ノ女ナドガタハムレ的二普通語ヲツカフモノガ少々アルヨーニアリマス
- 四 二三年卒業シタル生徒モ感化サレテ兒童ニ向ツテハ普通語ヲツカフノガヨホド多クナツテキマシタ
- 五 兒童ニシテ弟妹ノアル者ニハソレソレ普通語ヲヨシヘテキマス
- 六 一ガク年ノ兒童ガ母ニ向ツテ普通語ヲツカフノカタハラヨリソノ姉ガ通辯スルトイフ奇談モアリマス
- 七 一ガク年ハ得意ニナツテ普通語ヲ解シナイ父母ニ普通語ヲツカフノガマヽアリマス
- 八 父兄ニシテ酒ニエヒタルトキハ普通語ヲツカフコトガマヽアルサウデス
- 九 兒童ガ普通語ヲツカフノハ父兄ハ大ソーヨロコンデオールヨーニアリマス

ここには子ども達が普通語を覚え使用している様子と普通語が西邊尋常小學校の学区内で普及しつつある状況が述べられている。このことは、篠原が考慮して行った標準語の教育と普及が一定程度効果があったということを示している。そのことは、縣属の官吏でもある山口源七の「予が眼底に映ぜる宮古郡の教育」の論稿の中で「4 凡ての児童をして、在校在宅を問はず、普通語を使用せしむ。」<sup>(43)</sup>と評価されていることから確認されるだろう。

また山口は、同じ論稿の中で、西邊尋常小學校の特色として、「6 学校新聞あり、毎週月水金の三回づゝ變更揭示す。」とか、自修室を設置して「八、書き難き假名文字の表図」や「二、誤り易き漢字の表図」、「へ、雑誌、児童教育」や「ホ、児童の自作文に、校長一々添削を施し、批評を與へたるものを集めたるブックに所々新聞雑誌より切り抜ける絵畫を、挿みたるもの數冊」を備えるなどしていることを評価している<sup>(44)</sup>が、それは自修の参考になるようにしたものであると同時に、子ども達の言語活動を発達させるものでもある。

西邊尋常小學校で標準語の教育と普及において成果をおさめた篠原は、1905（明治38）年1月7日に新里尋常小學校に赴任し、教育活動全般に渡って創意工夫をしながら、標準語の教育と普及を進めていく。その成果と活動の一端を、1905年12月25日の閉校式で篠原が示した「本年中善カリシコト」として示した事項から抜き出してみよう<sup>(45)</sup>。

#### （一）本年中善カリシコト

- 一、 普通語ヲツカフヨーニナリタルコト
- 四、 朝早く教室ニテ自修ノスルヨーニナリタルコト
- 七、 学校新聞ノデキタルコト
- 一二、 談話會ガデキタルコト
- 十三、 唱歌會ガデキタルコト
- 十五 課外教授 自習文字 雑誌 こども日記ガデキタルコト
- 一七 郵便箱ガデキタルコト
- 二〇 学問ガ上手ニナリタルコト
- 二七 父兄懇話會ガデキタルコト
- 二八 温故會ガデキタルコト

ここに抜き出した事項が標準語の教育や普及に関係していると見なした根拠は、『新里尋常小學校沿革誌』の記述にある。たとえば「四」の事項について、同沿革誌の「明治三十八年一月十八日」の記述は、「児童ハスベテ日々ノ学用道具ハ家ニモチカヘレドモ温習スル者至リテ少シ故ニ國語力全体ニ乏シキヲ以テ之ヲスクハシタメ第三学年ニカギリ始業前ノ用意鐘ノナル迄ハ各教室ニアリテ自修スルコトトナス」となっている。國語力を高めることと標準語の教育と普及が関係していることは、教科書が標準語で表記されているという点からも確認できるであろう。「七」の学校新聞や「十五」のこども日記など、「十七」の郵便箱の設置や「二〇」の学問は、標準語による言語活動に関係している。「一二」の談話会や「二七」の父兄会、「二八」の温故会には、それぞれ談話の発表会があり、標準語の練習がなされるという点で共通している。「十三」の唱歌会については、「明治三十八年六月十三日」の記述の中に「児童ノ日常唱フル軍歌唱歌ノ発音ノアヤマリ甚シケレバソレヲ矯正セントシ本日ヨリ『唱歌会』ナルモノヲハジム其ノ回数ハ一カ月一回トス」とあり、音楽の指導と関係させて発音の矯正を行っている。いずれも、標準語の教育と普及に関

係している事項であり、多くの機会や教科との関連性を考えて、標準語の教育と普及を、篠原は行っていたのである。その結果、「一」であげているような、標準語の使用が子ども達の間に見られるようになったのである。

以上述べてきたところからも窺えるように、篠原は標準語の教育と普及について、様々な注意や工夫をしながら、成果をあげてきた。そこで、次に篠原の標準語の教育と普及に関する実践と言説が、沖縄の標準語教育の歴史にもつ意味を検討しよう。

### 3. 篠原一二の標準語教育実践の意味

篠原の「普通語ノ普及ニツイテ」(『琉球教育』第100号)等に見られる標準語の教育と普及に関する言説は、実践的な裏付けをもっている。そして、篠原の実践は、山口源七が視察した宮古郡内の学校の中では標準語の教育と普及において成果を上げていた。つまり、彼の言説には実践的な裏付けがあり、その実践は成果を出しているという点で、実践やその成果と無関係に展開される言説とは異なっている。また、多良間尋常小學校の実践を除く、山口が評価した西邊尋常小學校と西原分教場の実践、及び篠原が評価した池間尋常小學校(元池間分教場)の実践とも、全て篠原が関係していた学校の実践である。したがって、篠原の関係した学校は、宮古郡内の学校の中では標準語の教育と普及に関する先進校と言ってもよいのであり、宮古郡を代表する標準語の教育と普及に実績をあげた学校として「評価」されるものである。それでは篠原はなぜ、そのような評価を得るほど、標準語の教育と普及に熱心だったのだろうか。この点については、他府県並という指標に照らしてみると、外面上は他府県並に進歩したが、地域語が残されているという状況があり、そのことを慨嘆したからだということを先に述べた。この理由の背景には、「今や我沖縄ハイカニ進ミツ、アリマスカ又イカナル方面ニ向ツテ進ミマスカイフマデモナクモニモナクス、ム方面ハ他府縣デアリマス」<sup>(46)</sup>という篠原の言葉からも窺えるように、沖縄の内地化という問題があった。しかし、篠原の内地化の言説は、国民統合や皇民化に結びつける形の主張とはなっていなかった。その点は、羊首疎鬢や大城彦五郎の場合とは異なる、篠原の言説の特徴である。その特徴に注目して言えば、沖縄の内地化と結びつけた標準語教育の言説においては、内地化(日本化)＝同化＝皇民化という国民統合を目指す言説だけでなく、国民統合や皇民化を声高に主張しない形での内地化(日本化)＝同化論という言説も存在するということであろう。つまり、篠原の標準語の教育と普及に関する言説は、言語から見た、もう一つの沖縄の内地化＝同化の論なのである。さらに付け加えて言えば、篠原は、標準語の教育と普及についてだけでなく、風俗の改良についても取り組んでいた。そのことは『新里尋常小學校沿革誌』にある、1905(明治38)年に書かれた、次のような記述によって確認できる。

一、全(明治三十八)年三月十日<sup>(47)</sup>

女生徒ハーツノカザリトシテ首ニタマヲサゲタリヒモヲサゲタリスル習アレバ本日ヨリ廃止ス

一、全(明治三十八)年三月十四日<sup>(48)</sup>

是迄男生徒ハ後ニオビラムスバドモ女生徒ハ前ニムスブ習ヒナレバ普通ノムスビ方ニアラタメントテ後ニムスビタルオビオ両手ニテオホヒテ笑ヒサワグサマ中々ワカシ

一、全（明治三十八）年十月二十四日<sup>(49)</sup>

本日校長ヨリ全児童ニ対シテ筒袖ニ改良スベキ旨サトス

これらの事実と関わらせて言えば、篠原の標準語の教育と普及の活動は、沖縄の内地化論の一環として、風俗の改良と相俟って展開されたということだろう。そしてこの点においては、大城彦五郎らと同様であった。

次に、篠原が標準語の教育と普及に関して行った実践の面から、それが有する沖縄の標準語教育史における意味を考えてみよう。

篠原は、先述したように「普通語ノ普及ノツイテ」の中で、小学校を「普通語ノ普及ノ源泉」と捉え、標準語の普及について小学校の責任を問題にしていた。地域語による言語生活の主体者である沖縄県民とその子弟にとっては、内地人との関係や学校に入学するということ等の特別なことがない限り、日常的に標準語に接する機会はない。だから、大人の場合は標準語の普及の主体者になる者の数は限定され、大きな影響力を沖縄社会に対して行使することはまず考えられない。篠原もそのことを弁えており、普及の対象者としての大人について働きかけることには「消極的」であった。当時宮古島の大人達の大半は、地域語による言語生活をしており、そこでは標準語を覚えて使用する必然性は特にないのである。そういう大人達を相手に標準語の教育と普及を行おうとしても、相手にその気がない以上効果はない。そういう意味で、篠原の大人への「消極的」態度は妥当であるといってもよいだろう。そうなると標準語の教育と普及の対象者であり、やがて主体者になりうる者と考えられるのは、現実に標準語を理解し使用できる者であり、教育によって標準語を理解し使用していかねばならない立場にある子ども達ということになる。それ故、彼らに対する標準語の教育と普及に、篠原が「積極的」になるのは当然である。篠原が、このことを強調するのは、標準語の教育と普及の道を、対象者を誰にするかという観点から講じていないと考えたからである。同時に、この問題は、次の言説が示すように、篠原だけが抱えていた問題ではなかった。

「本縣ノ方言ニ眼ヲ注イデ見マスト誠ニ長嘆大息ニ堪ヘナイ本縣モ随分普通語ハ進ミテ參ツテ來マシタノハ偏ニ教育ノ効果デアリマス本縣ノ人士モ處世上色々ノ關係ヨリシテ或ハ商界ニ或ハ工業ニ或ハ出稼ニ或ハ移住ニ種々ノ方面ニ活動スル現象ヲ呈シ來レルハ本縣ノタメ賀スベキコトデアリマス此ノ時ニ當リ大ニコノ方言ヲ矯正シ普通語ヲ普及セシムルハ目下ノ急務ト信ジテ居リマス」<sup>(50)</sup>

この言説は、大嶺詮松が沖縄縣私立教育會の總集會で行われた「十分間演説」の時に、二人分の20分かけて「方言矯正」について述べたものである。この中に「方言ヲ矯正シ普及セシムルハ目下ノ急務ト信ジテ居リマス」という言葉があるが、このことから分かるように、標準語の教育と普及の問題は、篠原一人だけの問題ではなかった。大嶺は、この演説の中で、鹿児島縣の小學校と中學校における地域語の矯正法の一般についても紹介している。大嶺が紹介した「矯正法」を示すと、次のようになる<sup>(51)</sup>。

## 一、方言調査

名詞代名詞動詞副詞等ト分類シテ調査ヲナシ普通語ト方言ト對照シテ表ヲ作り第一號第二號順次第何十號と調査ヲシテ禁止語トシテ教室ニ張りツケテ時々其ノ表ヲ讀マシメ教室内ハ勿論運動場モ初メノ程ハ當番ヲ立テ、之ガ實行ヲ促スノdeal（以下略）

- 二、教師ノ言語ハ實ニ兒童ノ模範デアルカラ常ニ普通語ヲ使用スルコトニ内定スルコトハ尤モ大切ナコトデアル
  - 三、話シ方教授ニ留意スルコトハコノ方言矯正上尤モ効果ノアルモノデアル
  - 四、談話練習會ノ獎勵モ必要デアル國語教授ノ時練習サセルカラ別ニ其ノ必要ハ認メナイ様デアルガ尚土曜日ノ授業後一時間トカ或ハ雨中体操時間トカ随時話シ方ノ練習ヲナサシメ受持教師ハ一々言語ヲ批評訂正シテ行クノデアル
- 右ハ學校ニ於テ生徒ノ普通語ヲ普及セシムル方法ノ大要デアリマスガ是ノミデハ安心ハ出來ナイノデアリマスツツ民間ニ普通語ヲ普及セシムルト云フコトハ急務デアル故ニ學校デハ父兄會卒業生報徳會婦人會等ヲ催シテ間接ニ進ンデ行クコトガ出來ルノデアリマス以上述ブルトコロハ鹿児島縣下諸處デ行ハレテ居ル方法ノ概略デアリマス

この地域語の「矯正法」は、鹿児島縣下の全域で行われている方法（ただし、概略）であるが、篠原の実践と比較すると、共通点が多く見出される。

まず「一」の方言調査であるが、篠原も不敬語時代の言葉、敬語時代の言葉、不正語時代の言葉という形で不正語を調べ、模範語と禁制語を定めている。鹿児島縣の場合は、模範語を定めることをしていないが、調査を経て禁制語を定めてそれを明示するというやり方は共通である。「二」と「三」については、篠原の場合「小學校ニオキマシテハ尋常第一學年ノ初メヨリ普通語ヲ以テ教授ヲナシ又普通語ヲ以テコトヘサスルヲ最良策ト思ヒマス」<sup>(52)</sup>と述べており、実際に教員が子どもに対して敬語を使用するような方針を定めたり<sup>(53)</sup>、地域語を使用したりすれば罰として教室の掃除をさせたりしている<sup>(54)</sup>。そのことからとも言えるように、教員が子どもの手本となっており、子どもに標準語を使用させるために不正語の矯正を行っているという点では、共通している。「四」についても、名称や時間帯が異なるが、篠原は談話会を組織しているという点では、共通している。父兄会の組織化や卒業生の組織化（温故會）を篠原は行っており、この点も共通している。

このように鹿児島縣の地域語の「矯正法」と篠原の標準語の教育と普及に関する実践には共通点が多い。それはどうしてだろうか。篠原が内地出身の教員であり、鹿児島縣等の内地の標準語の教育と普及についての体験や知見があったからだということは考えられる。しかし、篠原の出身は不明であり、この疑問に答えられるだけの情報はない。だから、そのことは今のところ推測に過ぎない。次に考えられることは、九州と沖縄の間における影響関係という点である。内地出身（九州出身の教員を含む）の教員も沖縄に赴任している。だから、その可能性が全くなくはない。また、教育會やその機関誌を通しての交流もあり、その結果として取組に共通性が見られることも考えられる。しかし、そのことが篠原の実践に当てはまるという確証はない。ただし、両者の比較をしてみると、共通点が多いことは内地（九州）と沖縄の標準語の教育と普及に関する影響関係を検討しなければ解決できない課題であることは確認できよう。それは、今後の沖縄の標準語教育史研究の課題の一つとなるだろう。そういう問題提起的な意味が、篠原の標準語の教育と普及の実践にはある。

次に篠原の標準語教育実践で問題になるのは、はじめは地域語で教授したり答えさせたりして徐々に標準語に近づけて教えるという方法を採用しないで、「習フ」という気持ちを子どもにおこさせるという方法を採用しているということである。前者の方法は、沖縄師範學校附属小學校が採用しているものである。同校の名前で発表された「入學當初ニ於ケル兒童取扱法」（『琉球教育』103号）という論稿の中の「二 國語科」の項には、そのことが次のように述べられている。

「本縣ノ言語ハ普通語ト異ナル所多ケレバ此期ニ於ケル兒童ハ普通語ヲ解スルコト能ハザルナリサレバ教師ノ言語モ最初ハ本縣語ヲ使ヒ漸次ニ普通語ニ慣レシメニ小期頃ヨリハ全ク普通語ヲ使フコト、ス若シ然ラズシテ最初ヨリ普通語ノミヲ使用スルトキハ唯ニ兒童ノ了解シ得ザルノミナラズ為メニ教師ヲ恐怖シ到底教育ノ目的ヲ達スルコト能ハザルベシ」<sup>(55)</sup>

この附属小學校の方法は、尋常一年から標準語を使用させるという点と、子どもに標準語教育で恐怖を起こさせないようにするという点では、篠原が主張している方法と共通点がある。しかし、附属小學校の方法は、入学当初の「一小期」は地域語を用いて標準語を教えるというものであり、入学当初から標準語で応答しながら標準語を教えるという篠原の直接的な方法とは異なっている。そしてこの附属小學校の方法は、会話伝習所で用いられた、標準語と琉球方言を対照させて標準語を教えるための会話用教科書『沖縄對話』を指導する方法を尋常小學校の第一学年に下ろしたただけであり、地域語を媒介として標準語を教えるという発想は同じである。しかし、篠原自身は、附属小學校の方法とは異なる、「習フ」という気持ちをもたせるようにして、標準語で標準語を教える教育を行っていたのである。そして教育に際しては、反復練習と「厳ニスルヨリ緩ニ壓制ニスルヨリモ奨励ニ罰スルヨリモ賞スル」ことに注意を払っていたのである。この両者の違いは、「了解」と「習フ」という学習における主体性のあり方の違いと考えられる。すなわち、学習に際して「了解」という言葉を使うのは、地域語で標準語が理解できるようになると標準語への興味や関心が増し、自ら学習に励むようになって使用できるようになるという学習効果を期待しているからだろう。それに対して「習フ」という言葉を使用するのは、学習内容が分からないものであることを前提にして、分からない標準語を主体的に繰り返し学んでいく中で標準語を覚え、使用できるようになるという意味をその言葉に込めているからであろう。ともあれ、篠原が附属小學校の方法とは異なる方法を主張し実践していることで、沖縄の標準語教育の考え方や進め方に違いがあることが明らかになった。つまり、篠原の標準語の教育の方法は、標準語で標準語を直接教える方法であり、附属小學校の方法は、一時期だけであるが、地域語で標準語を教える間接的な方法である。このような対峙が、沖縄の標準語教育史の上に存在していたことを、篠原の「習フ」という主張は明確にした。篠原の標準語の教育と普及に関する言説と実践が、沖縄の標準語教育史の上に有する意味の一つとして、このことは位置づけられてよいだろう。

また篠原は、学校は標準語を教える場所であり、それを使用させる場所であると述べ、教室内、遊歩場、家庭という場所のそれぞれにおいて、それぞれの場所に対応した適切な指導と監督が必要であることを主張している。これは、標準語の使用場所が教室内から遊歩場へ、さらに遊歩場から家庭へと変わっていくと、子ども達の標準語の使用のあり様について指導や監督の目が行き届かなくなって、「不正不敬不明ナルコトバガ多ク」なる心配があるからであった。つまり、「ヘンテコナ普通語ガデキテ『宮古ノ普通語』ト他地方ノ人ニ笑ハレテトリ返シガツキマセヌ」という状況を、彼は心配していたのである。他府県並に沖縄を進歩させたいと考える篠原は、沖縄に地域語が残っていることを慨嘆し、標準語の教育と普及に力を注いでいた。だから、その経緯からすると、他府県並の標準語ではない「宮古ノ普通語」という「ヘンテコナ普通語」が宮古島で普及していくことは許せないことである。と同時に、標準語の教育と普及に関する学校の教育力の質や効果性をどのように考えるかという問題を、篠原の言説と実践は提起している。そしてこの問題は、標準語の教育と普及を追究している教員にとっては、避けて通れない問題である。それは教育的に意味のないことを子ども達に教えようなどと考える教員はいないからである。この点に対して篠原は、「教授ト普及ト矯正トノ三ツハ全歩調ヲツテ行カネバヘンテコナ普通語ガデ

キテ」しまうと述べ、家庭での標準語の使用について「制裁ヲ設ケテカントクスルヨリ外ハアリマセヌ」と「普通語ノ普及ニツイテ」という論稿で述べている。しかし、この制裁については家庭の段階だけでなく、「第三学年ノ児童ハ必教室ニテハ普通語ヲツカフコトスモシ土語ヲツカフモノアラバ其ノ罰トシテ教室ノ掃除ヲナサシム」<sup>(56)</sup>とあるように、教室内の段階でも導入されている。これは、実際に地域語の使用に対して罰を導入したことを当時の文献で確認できる事例の一つであり、罰札としての方言札の導入と並んで注目されるものである。同時に、教室内においても地域語の使用に対して罰を用いていたことは、「普通語ノ普及ニツイテ」で篠原が言っていた「嚴ニスルヨリモ緩ニ壓制ニスルヨリモ奨励ニ罰スルヨリモ賞スル」という主張に反することである。しかし、その主張は、第一学年の場合に限定され、他の学年の場合には該当しないのかもしれない。そうだとすれば、篠原の主張には全ての学年に渡って実行するという点で難しい面があったということであろう。他の学校の場合、たとえば沖縄縣師範学校附属小學校では「普通語奨励方法」として、1911（明治44）年頃「方言取締掛」という当番をおいて地域語を使用した者に「普通語」という罰札を渡したり、「相當の制裁を加えしむ」こと等が定められていた<sup>(57)</sup>。この附属小學校の事例と結びつけて篠原の新里尋常小學校の事例を考えると、全体として篠原の標準語の教育と普及の実践は、教室内外を問わずに、制裁をも導入して地域語の否定・撲滅を図った先駆的且つ典型的な事例であったということになる。

最後に、卒業生に対する対策として採用された温故會について述べる。

この温故會は、西邊尋常小學校において1903（明治36）年11月24日に第一回が開催され、新里尋常小學校においては1905年9月15日に第一回が開催されている。新里尋常小學校の温故會の規則によれば、先述したように「卒業生ノ学力ヲ持續セシムルヲ以テ目的トス」として設置されている。そして先に紹介した山口源七の指摘によれば、標準語の練習のために談話会も行われている。そのことを踏まえて、鹿児島縣の標準語の普及についての方法と共通していることを先に指摘したが、沖縄縣内においても同様の趣旨の提言が沖縄縣師範學校長の小川銀太郎によってなされている。

「提出者説明シテ曰ク今日一般小學教育ハ學校ヲ卒業スレバ學校トノ關係ハ全ク絶ヘ隨ヒテ生徒ガ學校ニテ履習セシ學業ハ年ヲ經ルニ隨ヒテ相忘ル、ノ虞アルヲ以テ軍人ニ簡閱點呼ヲ施行スルガ如ク小學校卒業後滿廿年即チ兵役年齡ニ至ルマデハ教育補習齡トシ毎年八月ニ一回召集シ勅語奉讀内地語及ビ已習學科ノ練習等ヲナシ一方ニハ學校ト家庭ト連絡ヲ計リ一方ニテハ學校ノ功果ヲ永遠ニ維持センガ為右ノ方法設ケラレコトヲ縣知事に建議イタシタト述べラルルヤー二ノ質問アリテ滿場一致ヲ以テ可決シ委員ヲ設ケテ建議案ヲ起草セシメ以テ建議スルコトニ決定セリ」<sup>(58)</sup>

小川の提言と篠原の温故會を比較すると、小川は年一回八月に点呼することを提案して学力の維持を図ることを意図しているが、篠原の温故會は毎月第三木曜日に学校に集まって温習するというようになっている。また所属年数も4年である。回数と年数が多い分、篠原の温故會の方が効果があるだろう。しかし、それらの点と新聞雑誌の購読の件を除けば、小川の提言の内容を全て満たしている。篠原が小川の提言を知っていたのかどうかは分からない。しかし、小川が内地出身者あり、沖縄縣私立教育會で初めて彼が提言したことを考慮すると、それまでの沖縄には無かった発想だと言えるだろう。小川の提言や鹿児島縣の事例を篠原が知っていたかどうかは分からないが、従来の沖縄では実践されていなかったものであり、標準語の教育と普及における方法の一つとして、言語環境の改善という意味を有するものであったということはいえよう。このこ

とは、学校の内外の言語環境を標準語の教育と普及という観点から組織する試みであり、昭和戦前期の地域ぐるみの標準語励行運動と結びつけて考えてみる時、沖縄の標準語教育の歴史に言語環境の改善という問題を先駆的に提起したものとして大きな意味をもっていたと言えよう。

### おわりに

以上述べてきたことをまとめる。宮古島の校長兼訓導であった篠原一二は、国民統合に言及することなく、ただ沖縄が他府縣並みに進歩するようにと考え、地域語が残されている沖縄の標準語の教育と普及に熱心に取り組んだ。彼は、普及効果の高い者として、標準語を理解している者と将来使用しなければならない四五歳の子どもを選んで小学校を中心として取り組みを進めた。彼によれば、小學校は標準語を教える責任があり、且つ一般民衆にとっては小學校以外標準語の普及の源泉となりうる機関はないからであった。こう考えた彼は、地域語で標準語を教える方法ではなく、「習フ」という気持ちをもたせれば標準語を標準語で直接教えることができると考え、直接的な方法を選んだ。不正語や不敬語や不明な言葉を使用させないために、模範語と禁制語を制定し、さらに教室内と遊歩場と家庭のそれぞれの場所に対応した指導と監督により、制裁の方法をも用いながら、地域語の否定・撲滅を伴う標準語の教育と普及の実践を展開した。また、卒業生が標準語を使用しないと在校生に悪影響を及ぼすことも考慮し、言語環境の改善という観点から温故會という組織を作り、学力の持続と標準語の練習を談話会で行った。父兄會も組織し、子ども達に談話をさせることも行い、父兄の啓蒙にも力を注いだ。

こうした篠原の標準語教育実践は、宮古郡内においては先駆的な取り組みであり、彼の関わった西邊尋常小學校等は標準語の教育と普及の面での先進校として「評価」されるものであった。また、鹿児島縣の標準語教育や沖縄縣師範學校の校長小川銀太郎の卒業生対策と篠原の温故會には共通点があり、沖縄と内地の標準語教育の影響関係を考えさせるものであった。さらに、篠原は教授と普及と矯正の歩調を整え、教室内外の制裁の導入や、地域語の否定・撲滅を伴う標準語教育を推進したが、言語環境の改善を行い、その実践は、沖縄の標準語教育の歴史上、先駆的且つ典型的な事例としての意味を有していた。特に、言語環境の改善に関わる、温故會や父兄會の組織化は、地域を巻き込んだ標準語の励行運動へつながる発想が見られるものであった。

### 註

- (1) 儀間園子の「明治三〇年代の風俗改良運動について」(『史海』第2号、史海同人、1985年12月)や、近藤健一郎の「『沖縄県用尋常小学読本』使用期(1897~1904年度)の沖縄における標準語教育実践とその論理」(『国語科教育』第56集、全国大学国語教育学会、2004年9月)等で言及されている。
- (2)(3) 無署名「一、沿革年表」、『百年誌』、西辺小學校創立百周年記念事業期成会、1990年、15頁。
- (4) 『琉球教育』の1900年5月号(第48号)掲載の「本會記事」の「會費領収証」の欄に、明治32年10月から32年12月までの会費36銭を納入したことが記述されている。その記述に従い、1899年10月に沖縄縣私立教育會の会員になったと判断した。
- (5) 無署名「明治三十六年度(四月二日の記述)」、『西邊尋常小學校沿革誌』。
- (6) 無署名「明治三十七年十二月二十一日(の記述)」、『新里尋常小學校沿革誌』。
- (7) 無署名「明治三十七年十二月二十八日(の記述)」、『新里尋常小學校沿革誌』。
- (8) 無署名「明治三十八年一月七日(の記述)」、『新里尋常小學校沿革誌』。



- (9) 無署名「明治四十年五月（の記述）」、『新里尋常小學校沿革誌』。
- (10) 『琉球教育』（第100号、1904年11月）に掲載されている。
- (11) 『琉球教育』（第108号、1905年6月）に掲載されている。「篠原泣絲」名で執筆している。
- (12) 山口源七「予が眼底に映ぜる宮古郡の教育」、『琉球教育』第101号、1904年11月、8頁。
- (13) 無署名「明治三十八年十二月二十五日（の記述）」、『新里尋常小學校沿革誌』。
- (14)(15) 山口源七、前掲、前掲12頁－13頁。
- (16) 篠原一二「普通語ノ普及ニツイテ」、『琉球教育』第100号、1904年11月（復刻版『琉球教育』第10巻所収、1980年、本邦書籍株式会社、533頁。）。
- (17) 羊首疎鬢「奥様とは何ぞや」、『琉球教育』第50号、1900年2月（復刻版『琉球教育』第5巻所収、1980年、本邦書籍株式会社、290頁。）。
- (18) 大城彦五郎「沖繩教育に関する所見」、『琉球教育』第53号、1900年8月（復刻版『琉球教育』第6巻所収、1980年、本邦書籍株式会社、93頁。）。
- (19)～(21) 沖繩縣私立教育會「将来教育改良施設方按」、『琉球教育』第3号、1896年2月（復刻版『琉球教育』第1巻所収、1980年、本邦書籍株式会社、115頁－117頁。）。
- (22)(23) 篠原一二「普通語ノ普及ニツイテ」、前掲（前掲、533頁－534頁。）。
- (24) 無署名「明治三十八年三月十日（の記述）」、『新里尋常小學校沿革誌』。
- (25) 無署名「明治三十八年三月十四日（の記述）」、『新里尋常小學校沿革誌』。
- (26) 篠原泣絲「かき方教授の多方面」、『琉球教育』第108号、1905年6月（復刻版『琉球教育』第11巻所収、1980年、179頁。）。
- (27)～(36) 篠原一二「普通語ノ普及ニツイテ」、前掲（前掲、533頁－538頁。）。
- (37) 山口源七、前掲、前掲13頁。
- (38)～(42) 篠原一二「普通語ノ普及ニツイテ」、前掲（前掲、536頁－538頁。）。
- (43)(44) 山口源七、前掲、前掲13頁。
- (45) 無署名「明治三十八年十二月二十五日（の記述）」、『新里尋常小學校沿革誌』。
- (46) 篠原一二「普通語ノ普及ニツイテ」、前掲（前掲、534頁。）。
- (47) 無署名「明治三十八年三月十日（の記述）」、『新里尋常小學校沿革誌』。
- (48) 無署名「明治三十八年三月十四日（の記述）」、同上。
- (49) 無署名「明治三十八年十月二十四日（の記述）」、同上。
- (50)(51) 大嶺詮松「十分間演説」、『琉球教育』第89号、1904年1月（復刻版『琉球教育』第9巻所収、1980年、本邦書籍株式会社、335頁。）。
- (52) 篠原一二「普通語ノ普及ニツイテ」、前掲（前掲、534頁。）。
- (53) 無署名「明治三十八年四月廿日（の記述）」、『新里尋常小學校沿革誌』。
- (54) 無署名「明治三十八年一月十日（の記述）」、同上。
- (55) 沖繩縣師範學校附属小學校「入學當初二於ケル兒童取扱法」、『琉球教育』第103号、1905年1月（復刻版『琉球教育』第10巻(B)所収、本邦書籍株式会社、18頁。）。
- (56) 無署名「明治三十八年一月十日（の記述）」、『新里尋常小學校沿革誌』。
- (57) 沖繩縣師範學校附属小學校「教育施設一覽」、『沖繩教育』第68号、1911年12月、43頁－44頁。
- (58) 無署名「四、小學校教育簡閲點呼法ヲ設クル件／提出者 小川鋌太郎君」、『琉球教育』第33号、1898年11月（復刻版『琉球教育』第四巻所収、1980年、本邦書籍株式会社、108頁。）。